

未来につなぐ森づくり事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、未来につなぐ森づくり事業（以下「事業」という。）の実施に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、県民参加の森づくり活動の推進、森林環境学習活動への支援、森林空間整備を行うことにより、森林の公益的機能の維持増進を図るとともに、次世代の森づくりを担う人材を育成することを目的とする。

(事業区分等)

第3条 事業区分は次のとおりとする。また、その補助事業者、補助対象活動、採択要件、補助率等及び補助対象経費については別表1から5のとおりとする。

- 1 県民みんなによる森づくり活動の支援
 - (1) 団体等による森づくり
 - (2) 森林環境教育推進
- 2 森林空間整備
県の森林サービス産業創出事業を実施する森林で行う施設整備等を対象とする。

(書類の経由)

第4条 この要領による知事に提出する書類は、所管の広域本部長又は広域本部地域振興局長（ただし、事業の実施箇所が熊本市にあっては農林水産部長。（以下「局長等」という。））を経由して知事に提出するものとする。

(事業の実施に伴う手続き)

第5条 事業実施手続きは、次のとおりとする。

- 1 事業を実施しようとする補助事業者は、要項第6条第1項に定める補助金交付申請書に別表6に掲げる書類を添え、知事に提出するものとする。
- 2 第1項に定める交付申請書の提出部数は2部とする。ただし、事業の実施箇所が熊本市である場合は1部とする。
- 3 補助金交付決定後において要項別表に記載する計画変更申請要件が生じた場合は、要項第8条第2項に定める変更申請書に次の書類を添え、知事に提出するものとする。
 - (1) 未来につなぐ森づくり事業変更計画書【別記第1号様式】
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他変更の内容、理由等がわかる書類

- 4 補助事業者が概算払を受けた部分に係る事業については、要項別表に記載する計画変更申請要件に係る変更は認めないものとする。

（事業の着手）

第6条 事業着手は、次のとおりとする。

- 1 当事業は、補助金交付決定通知を受けた後に着手するものとする。
- 2 当事業については、要項第9条第1項の対象外とし、そのため補助事業者は、事業着手までの期間に余裕をもって補助金申請を行うものとする。

（事業の完了に伴う手続）

第7条 事業完了手続は、次のとおりとする。

- 1 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに要項第13条に基づく実績報告書に次の書類及び別表7に掲げる書類を添え、知事に提出するものとする。
 - （1）未来につなぐ森づくり事業実績書【別記第1号様式】
 - （2）収支精算書
- 2 前項に定める実績報告書の提出部数は2部とする。ただし、事業の実施箇所が熊本市である場合は1部とする。
- 3 局長等は、1項の実績報告書の提出があった場合は、別に定める未来につなぐ森づくり事業確認検査要領に基づき、補助事業の適否について確認検査を行い、その結果を知事に報告するものとする。

（補助金の概算払請求）

第8条 概算払請求は、次のとおりとする。

- 1 補助事業者は、要項第15条第2項の規定により補助金の交付を概算払により受けようとするときは、概算払請求書を知事に提出するものとする。
- 2 局長等（事業の実施箇所が熊本市を除く。）は、前項で提出のあった概算払請求書に概算払請求金額内訳表【別記第7号様式】（所管する県広域本部地域振興局の林務班長等が内容を証明したもの）を添えて、農林水産部長に提出するものとする。

（事業の周知）

第9条 事業周知は、次のとおりとする。

- 1 補助事業者は、水とみどりの森づくり税を活用した旨を明示した標柱又は看板を設置するものとする。
- 2 第3条の2を除く補助事業者は、水とみどりの森づくり税を活用した事業である旨を、報道機関等を通じ広く県民等に周知するものとする。

（財産の管理）

第10条 事業により取得し、又は効用の増加した財産について、当該年度の度から起算して5年間は、知事の承認を得ずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第 1 1 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年5月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 熊本県水とみどりの森づくり活動支援事業実施要領、熊本県学びの森活動推進事業実施要領及び熊本県癒しの森整備支援事業実施要領は、廃止する。
- 3 この要領は、令和3年(2021年)4月1日から適用する。
- 4 この要領は、令和6年(2024年)5月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和7年(2025年)4月30日から施行し、令和7年(2025年)4月1日から適用する。

別表 1

| 事業区分 | 補助事業者 | 補助対象活動 | 採択要件 |
|---------------------------------------|--|---|---|
| 1 県民みんなによる森づくり活動の支援 (1) 団体等による森づくり | ① NPO法人 ② 農林業者の組織する団体 ③ 住民等の組織する団体 (ただし、上記②及び③については、非営利団体で規約等があり、総会が開催されていること。) | ① 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り等の森林整備作業 ただし、竹林整備は対象としない。 ② 森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修、作業道補修、獣害防護施設の設置及び補修 ③ 説明板、案内板、標柱、樹名板の設置及び補修 なお、特定の個人、団体、企業の利益を追求するための取組みでないこと。 | ① 補助事業者が自ら行う活動であること。 ② 活動箇所は、概ね0.1ha以上のまとまった森林であること。 ③ 自己所有地以外の場合は、土地所有者の承諾等を得ていること。 ④ 補助事業者は、宗教団体、暴力団及びその関係者、政治団体、企業でないこと。 ⑤ 植栽樹種は原則として森林環境保全整備事業で取り扱われている樹種とし、成林が見込まれるものに限る。 ⑥ 植栽を行う場合は、下刈り等の保育実施を計画すること。 ⑦ 活動の指導者を依頼する場合、林家、森林組合、林業研究グループ、素材生産業者等の林業に携わっている者を指導者とする。こと。 ⑧ 購入する器具類は、本事業で導入したことがわかるよう表記し、常時使用可能な状態となるよう管理すること。 ⑨ 歩道作設及び補修、作業道補修は、参加者の移動及び資材の運搬を行う最小限の規格とすること。 ⑩ 経費の算出は、借上費及び委託費については見積書を取ること(10万円以上の場合は2者以上)。また、それ以外については公的出版物から算出することとし、困難な場合は見積書を取るなど適切に算出すること。 ⑪ 他の補助を受ける場合は、二重補助とならないよう区域・経費等を明確に区分すること。 ⑫ 活動予定日の設定においては、予備日等を設定し、実施の確保が図られていること。 |

(1) 報償費については1時間5,000円/人かつ1日10,000円/人以内とする。

(2) 旅費については、移動距離1km当たり37円+旅行諸費550円で求めた額以内とする。(熊本県職員等の旅費に関する条例に基づく)

(3) 諸費については、一申請につき消耗品等購入費20,000円以内とする。

別表 2

| 事業区分 | 補助事業者 | 補助対象活動 | 採択要件 |
|-------------------------------------|---|---|---|
| 1 県民みんなによる森づくり活動の支援 (2) 森林環境教育推進 | ① NPO法人 ② 農林業者の組織する団体 ③ 住民等の組織する団体 (ただし、上記②及び③については、非営利団体で規約等があり、総会が開催されていること。) ④ 学校教育法第1条に定める学校(ただし、大学及び高等専門学校は除く。) ⑤ 児童福祉法第39条に定める保育所及び第39条の2に定める幼保連携型認定こども園 ⑥ PTA等(保護者会、緑の少年団育成会等を含む。) ⑦ 児童福祉法第41条に定める児童養護施設 ただし、学校及び児童養護施設から県施設は除く。 | ① 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り等の森林整備作業の体験活動 ② 森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修、作業道補修、獣害防護施設の設置及び補修 ③ 説明板、案内板、標柱、樹名板の設置及び補修 ④ 森林環境学習の実施 なお、特定の個人、団体、企業の利益を追求するための取組みでないこと。 | ① 補助事業者が開催するものであること。 ② 補助事業者が学校及び保育所、幼保連携型認定こども園以外の場合は、連携する学校等の同意書が必要。ただし、参加者を応募する場合や児童養護施設が単独で実施する場合は不要。 ③ 体験活動の箇所は、概ね0.1ha以上のまとまった森林であること。 ④ 自己所有地以外の場合は、土地所有者の承諾等を得ていること。 ⑤ 補助事業者は、宗教団体、暴力団及びその関係者、政治団体、企業ではないこと。 ⑥ 植栽樹種は原則として森林環境保全整備事業で取り扱われている樹種とし、成林が見込まれるものに限る。 ⑦ 植栽を行う場合は、下刈り等の保育実施を計画すること。 ⑧ 活動の指導者を依頼する場合は、森林インストラクター、林家、森林組合、林業研究グループ、素材生産業者等を指導者とする事。 ⑨ 購入する器具類は、本事業で導入したことが分かるよう表記し、常時使用可能な状態となるよう管理すること。 ⑩ 歩道作設及び補修、作業道補修は、参加者の移動および資材の運搬を行う最小限の規格とすること。 ⑪ 森林環境学習の一環で行う木工製作で使用する木材は、熊本県産木材であること。 ⑫ 補助対象活動の④においては、県が作成した副読本「木になる森のはなし」又は「木と暮らしと森」による学習を実施すること。 ⑬ 経費の算出は、借上費及び委託費については見積書を取ること(10万円以上の場合は2者以上)。また、それ以外については公的出版物から算出することとし、困難な場合は見積書を取るなど適切に算出すること。 ⑭ 他の補助を受ける場合は、二重補助とならないよう区域・経費等を明確に区分すること。 ⑮ 活動日設定に際しては、予備日を設定し実施の確保が図られていること。 |

(1) 報償費については1時間5,000円/人かつ1日10,000円/人以内とする。ただし、これによりがたい場合には別途協議するものとする。

(2) 旅費については、移動距離1km当たり37円+旅行諸費550円で求めた額以内とする。(熊本県職員等の旅費に関する条例に基づく)

(3) 諸費については、一申請につき消耗品等購入費20,000円以内とする。

(4) 宿泊料については、2,000円/人以内とし、スタッフの宿泊料は参加者5名につき1名分とする。

別表3

| 事業区分 | 補助事業者 | 補助対象事業 | 採択要件 |
|----------|----------------------------|--|---|
| 2 森林空間整備 | 県の森林サービス産業創出推進事業の取組実績がある団体 | <p>① 森林整備 植栽、下刈、除間伐、枝打ち</p> <p>② 路網整備 歩道又は作業道の開設・補修</p> <p>③ 標識類整備 樹名板、標識及び案内板の設置・補修</p> <p>④ 休憩施設 木製東屋、木製ベンチ及び木製テーブル等の設置・補修</p> <p>⑤ 安全防護施設 木製防護柵及び階段工等の設置・補修</p> <p>⑥ 利便性向上施設 簡易トイレ及び給排水施設等の設置・補修</p> <p>ただし、県の森林サービス産業創出事業を実施する森林に限る。</p> | <p>① 植栽樹種は、原則として森林環境保全整備事業の補助対象となっている樹種とし、成林が見込まれるもの。</p> <p>② 他の補助を活用する場合は、二重補助とならないよう、区域・経費等を明確に区分すること。</p> |

別表4 「未来につなぐ森づくり事業」に係る補助率等

- 1 事業区分が「県民みんなによる森づくり活動の支援」(1) 団体等による森づくり (2) 森林環境教育推進の場合の補助率は以下のとおり。

| 事業費 | 1,000千円以下 | 2,000千円以下の1,000千円を超える分 |
|-----|-----------|------------------------|
| 補助率 | 10/10 | 5/10 |

※ 年度内において、複数の申請を行う団体等の場合は、その合計額について上表を適用する。

- 2 事業区分が「森林空間整備」の場合の補助率等は以下のとおり。

| 補助率 | 上限額(千円) |
|-----------|---------|
| (2) 10/10 | 2,000 |

※ 上限額については補助事業者ごとの総額とする。

別表5-1 「未来につなぐ森づくり事業」に係る補助対象経費の内訳表

| 事業費区分 | 詳細 | 備考 |
|-------|--|--|
| 材料購入費 | 苗木、支柱、肥料、紐、防除ネット、ノコ、ナタ、スコップ、クワ、カマ、カナヅチ、安全帽、替え刃、金具類、木資材、レンガ、生コンクリート、書籍、ノート類、筆記具、ルーペ、ハサミ、シイタケ駒、軍手、機械燃料・油脂類等の直接活動で使用するもの ※森林ボランティアネットワークが管理している物品以外のもの | チェーンソー、刈払機、机、椅子、キャビネット等及びリース・レンタルされている物は原則購入不可とする。 |
| 委託費 | 地寄せ、資材運搬、歩道作設・補修、選木、資材加工、現地安全確認作業、印刷等の専門的技術の必要なもの ※主たる活動の一括委託とならないよう区域、作業内容等を明確に区分すること | ・10万円以上の場合は2者見積もりとし安価な方を採用する。 ・事業費の2分の1以内とする。 |
| 安全対策費 | 防虫（蜂、蛇等）対策、熱中症対策（飲料水等含む）、防寒対策及び感染症防止対策等に必要な資材 | |
| 保険料 | 活動を行うための傷害保険料、ボランティア保険登録料 | 必須 |
| 借上費 | チェーンソー、刈払機、重機、輸送バス、トラック、簡易トイレ、会場使用料等 | 10万円以上の場合は2者見積もりとし安価な方を採用する。 |
| 報償費 | 外部の指導者、講師、林家等への謝金 | 別表1、2の欄外(1) |
| 旅費 | 外部の指導者、講師、林家等への旅費 | |
| 通信連絡費 | 切手、ハガキ、封書代等 | 参加者への案内・通知用 |
| 諸費 | 事務で使用する筆記具、用紙、インク、コピーや写真代等の消耗品等 | デジタルカメラ等の備品となるような物は対象外とする。 |
| 看板代 | 水とみどりの森づくり税を活用した旨を記載した標柱又は看板 | |
| 宿泊料 | 森林環境教育推進を1泊2日で実施する場合の宿泊料に限る。 | スタッフは、参加者5名につきスタッフ1名とする。 |

※事業区分が2森林空間整備には適用しない。

別表5-2 事業区分2森林空間整備に係る補助対象経費の内訳

補助対象事業に必要な実行経費（消費税含む）とし、次の費用を積み上げたものとする。

- ・請負費又は委託費並びに諸経費（測量費、設計費、雑費（備品・資機材購入費、役務費、使用料及び賃借料等））
- ・労務費
- ・看板等材料購入費
- ・機械器具損料

別表6 補助金交付申請書に添付する書類

| 添付書類 | | 関係規定 | 摘要様式 | 団体等による森づくり | 森林環境教育推進 | 森林空間整備 |
|------|-------------------------------|------|-------|------------|----------|--------|
| 1 | 収支予算書 | 要項 | 4号 | ● | ● | ● |
| 2 | 事業計画書 | 要領 | 1号 | ● | ● | ● |
| | 事業計画内訳表（各事業区分毎に選択） | | 付表1~3 | ● | ● | ● |
| | 事業計画内訳明細表 | | 付表4 | ● | ● | |
| | 事業の内容が分かる仕様書又は設計図等 | | | | | ● |
| 3 | 実施箇所の位置図（1/25,000程度） | | | ● | ● | ● |
| 4 | 実施箇所の詳細図（1/5,000程度） | | | ● | ● | ● |
| 5 | 活動予定地や施設整備予定地等の写真 | | | ● | ● | ● |
| 6 | 団体の定款又は規約等の写し※ | | | ● | ● | |
| 7 | 直近の総会の開催が分かる資料等の写し※ | | | ● | ● | |
| 8 | 土地所有者の「土地使用承諾書」又は「協定書等」の写し※ | | 第2号 | ● | ● | |
| 9 | 竹林整備がある場合は、「竹林整備及び活用等に係る承諾書」※ | | 第3号 | | ● | |
| 10 | 関係学校の同意書※ | | 第4号 | | ● | |
| 11 | 報道機関等へ提供する資料 | | | ● | ● | |

※は必要な場合に添付する。

別表7 実績報告書に添付する書類

| 添付書類 | | 関係規定 | 摘要様式 | 団体等による森づくり | 森林環境教育推進 | 森林空間整備 |
|------|--|------|-------|------------|----------|--------|
| 1 | 収支精算書 | 要項 | 4号 | ● | ● | ● |
| 2 | 事業実績書 | 要領 | 1号 | ● | ● | ● |
| | 事業実績内訳表（各事業区分毎の付表） | | 付表1~3 | ● | ● | ● |
| | 事業実績内訳明細表 | | 付表4 | ● | ● | |
| 3 | 活動の支出状況が分かる書類の写し（領収書及び帳簿等） | | | ● | ● | |
| 4 | 活動状況（活動の内容によっては着手前、実施状況、完了後）の写真 | | | ● | ● | ● |
| 5 | 購入した物がある場合は、数量等が分かる写真 | | | ● | ● | |
| 6 | 完了検査復命書の写し | | | | | ● |
| 7 | 報道機関等へ提供した資料 | | | ● | ● | |
| 8 | 新聞や市町村の広報誌等に掲載された場合は、掲載記事の写し。 また、テレビ等に取り上げられた場合は、その旨がわかる資料。 | | | ● | ● | |
| 9 | その他必要な書類※ | | | ● | ● | ● |

※は必要な場合に添付する。

別記第1号様式

令和 年度(20 年度)

未来につなぐ森づくり事業

計画書
変更計画書
実績書

補助事業者名:

添付書類

- 1 県民のみんなによる森づくり活動支援
 - (1) 団体等による森づくり
 - (2) 森林環境教育推進
- 2 森林空間整備

別記第1号様式の付表1
別記第1号様式の付表2
別記第1号様式の付表3

| | | |
|---------|--------------|---|
| 事務取扱責任者 | (ふりがな) 氏名 | |
| | 住所 | 〒 |
| | 電話番号 | |
| | メールアドレス | |

※不要な文字は削除すること

別記第1号様式の付表1 事業計画(変更計画/実績)内訳表

| 区分 | 補助対象活動 | 事業費区分 | | 事業費 | 事業費内訳(円) | | 備考 |
|--|--|-------|--|-----|----------|------|---|
| | | | | | 県補助金 | 自己資金 | |
| 1 県民みんなによる 森づくり活動の支援 (1)団体等による森づくり | ①植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つる切り等の森林整備作業 ②森林整備作業に必要な歩道の作設及び補修、作業道補修、獣害防除施設の設置及び補修 ③説明板、案内板、標柱、樹名板の設置及び補修 | | | | | | 1 活動予定日: 2 活動箇所: 3 参加予定人数: 4 活動概要: |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

※変更の場合は、変更前を下段、変更後を上段の二段書きとする。

※実績の場合は、計画を下段、実績を上段の二段書きとする。

※添付書類は下記のとおりとする。(事業計画、事業変更計画、事業実績で異なりますので、ご注意ください。)

○「事業計画(変更、実績)内訳明細表」【別記第1号様式の付表4】

※実績の場合は、「活動予定日」を「活動日」、「参加予定人数」を「参加人数」及び「活動概要」を「活動実績」とする。

※補助金額の合計は千円単位とする。(千円未満がある場合は、自己資金に記載する)

※不要な文字は削除すること。

別記第1号様式の付表2 事業計画(変更計画/実績)内訳表

| 区 分 | 補助対象活動 | 事業費区分 | 事業費 円 | 事業費の内訳 | | 活動地域名・設置箇所名・製作名・参加者数等 |
|--|--|-------|----------|-----------|-----------|---|
| | | | | 県補助金 円 | 自己資金 円 | |
| 1 県民みんなによる 森づくり活動の支援 (2)森林環境教育推進 | ①植栽、下刈り、除間伐、枝打ち つる切り等の森林整備作業の 体験活動 ②森林整備作業に必要な歩道の 作設及び補修 ③説明板、案内板、標柱、樹名板 の設置及び補修 ④森林環境学習の実施 | | | | | 1 活動予定日: 2 活動箇所: 3 参加予定人数: 4 活動概要: |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | 計 | | | | |
| 合計 | | | | | | |

※変更の場合は、変更前を下段、変更後を上段の二段書きとする。

※実績の場合は、計画を下段、実績を上段の二段書きとする。

※添付書類は下記のとおりとする。(事業計画、事業変更計画、事業実績で異なりますので、ご注意ください。)

○「事業計画(変更、実績)内訳明細表」【別記第1号様式の付表4】

※実績の場合は、「活動予定日」を「活動日」、「参加予定人数」を「参加人数」及び「活動概要」を「活動実績」とする。

※補助金額の合計は千円単位とする。(千円未満がある場合は、自己資金に記載する)

※不要な文字は削除すること。

別記第1号様式の付表3 事業計画（変更計画／実績）内訳表内訳表

| 区分 | 補助対象活動 | 事業量 (面積、延長、数量、規格等) | 事業費（円） | 事業費内訳（円） | |
|----------|--|-----------------------|--------|----------|------|
| | | | | 補助金 | 自己資金 |
| 2 森林空間整備 | ①森林整備 ②路網整備 ③標識類整備の設置・補修 ④休憩施設の設置・補修 ⑤安全防護施設の設置・補修 ⑥利便性向上施設の設置・補修 | | | | |
| 計 | | | | | |

※補助対象事業の内容が分かる補助事業者が定める仕様書又は設計図等を添付すること。

※森林公園の年間の利用者数の目標値は、当該森林公園施設全体の整備完了年度の翌年度から起算して3年目の1年間の利用者数とする。

※変更の場合は、変更前を下段、変更後を上段の二段書きとする。

※実績の場合は、計画を下段、実績を上段の二段書きとする。

※補助金額の合計は千円単位とする。（千円未満がある場合は、自己資金に記載する）

※不要な文字は削除すること。

別記第1号様式の付表4

事業計画（変更・実績）内訳明細表

| 事業費区分 | 規格等 | 数量 | 単位 | 単価（円） | 金額(円) | 備考 |
|-------|-----|----|----|-------|-------|----|
| 材料購入費 | | | | | | |
| 委託費 | | | | | | |
| 安全対策費 | | | | | | |
| 保険料 | | | | | | |
| 借上費 | | | | | | |
| 報償費 | | | | | | |
| 旅費 | | | | | | |
| 諸費 | | | | | | |
| 看板代 | | | | | | |
| 宿泊料 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合 計 | | | | | 0 | |
| | | | | | 0 | |

別記第2号様式

土地 使用 承諾 書

令和 年 月 日

(土地所有者)

住 所

氏 名

私は、自ら所有する土地を下記のとおり使用することを承諾します。

記

- 1 土地の所有地（地番まで記入すること）
- 2 使用目的
未来につなぐ森づくり事業に係る活動の実施のため
- 3 使用する者
住 所

団体等名称

氏 名

※ 別途、土地使用者と土地使用に関する協定等がある場合はその写し、団体等有する様式で上記の内容を具備している場合は、その様式でも結構です。

別記第3号様式

竹林整備及び活用等に係る承諾書

令和 年度（20 年度）未来につなぐ森づくり事業を実施するに当たり、土地所有者（以下、「甲」という。）は、事業実施者（以下、「乙」という。）が行う竹林の伐採及び活用等について、下記の内容を承諾します。

記

- 1 乙は甲に対し、この承諾書に基づき、竹林の整備を行うものとする。
- 2 甲は、乙が行った竹林の整備完了後、自ら竹林の管理を行うものとし、今後5年間については、生産されるタケノコや竹材についても乙及び県民等に対し、開放していくものとする。

（対象となる竹林）

所在地：

面積：

所有者：

（乙）

様

令和 年 月 日

（甲）

住所

氏名

※ 団体等が有する様式で上記の内容を具備している場合は、その様式でも結構です。

同意書

本校は、 _____ (団体名) _____ が行う未来につなぐ森づくり事業について同意します。

令和 年 月 日

事業主体
団体名
住所
代表者名

事業実施箇所

学校
学校名
住所
代表者職氏名

※ 団体等が有する様式で上記の内容を具備している場合は、その様式でも結構です。

概算払請求金額内訳表

| 事業名 (事業区分) | 事業費 | 補助金交付 決定額 (A) | 出来高 | 既受領済額 (B) | 今回請求額 (C) | 残 額 (A)-(B)-(C) | 完了予定 年月日 | 摘 要 |
|---------------------|-----|---------------------|-----|--------------|--------------|--------------------|-------------|-----|
| 未来につなぐ森づくり事業 () | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | |

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年(20 年) 月 日

職・氏名